

東海道五十三次 27 番目の宿場



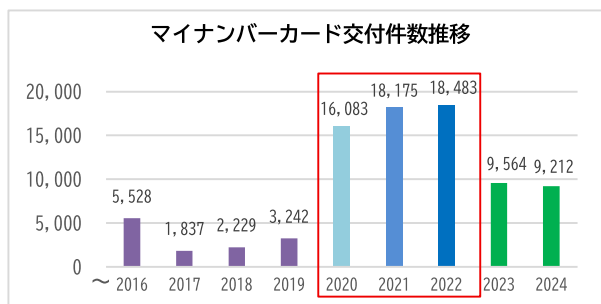
令和7年6月26日
袋井市長定例記者会見資料
市民生活部市民課

マイナンバーカード電子証明書更新の専用窓口開設と事前予約サービスをスタート ～電子証明書の大量更新に備えたフロントヤード改革の実践～

- ◇本市では、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限(作成から5回目の誕生日)を迎える市民が増加することから、スムーズな更新手続きを実現するため、市役所ロビーに「電子証明書更新」手続きの専用窓口を開設した。
- ◇市民の約8割(約73,000名)がマイナンバーカードを所有しているおり、マイナポイント事業の期間(2020年度(令和2年度)から2022年度(令和4年度))に交付が集中したため、今年度からの3年間で、約42,500枚のカードが電子証明書の更新時期を迎える。
- ◇「電子証明書更新」手続きの専用窓口は、事前WEB予約による「待たない窓口」及びマイナンバーカードを活用した「書かない窓口」など本市が取り組んでいるフロントヤード改革(窓口改革)の一環として実施する。

【概要】

- 1 開設日 2025年(令和7年)6月23日(月)からの月～金曜日(祝日を除く)
- 2 場 所 袋井市役所 1階 市民ロビー
- 3 時 間 午前9時～正午、午後1時15分～午後4時30分
※上記以外の開庁時間中の手続きは市民課窓口で受け付け
※マイナンバーカードの電子証明書を更新する手続きにかかる所要時間：10～15分程度
- 4 対象者 カードを作成したとき18歳以上で、5回目の誕生日を迎える方で、誕生日の3カ月前から手続きが可能(代理人による手続きは、専用窓口ではなく市民課窓口で対応)



2025年からの電子証明書更新対象者(見込み)※

年度	2025	2026	2027
対象見込者数	13,000人	14,500人	15,000人
1日当たり (年間営業日240日)	54人	60人	63人

※電子証明書更新の対象外となるマイナンバーカード所有者
・外国籍の方
・カード作成時に18歳未満であった方 など

5 フロントヤード改革の実現に向けた取り組み

(1) 待たない窓口

- ・スマホやパソコンから予約可能(カナ氏名、電話番号を入れるだけ。メールは任意)
- ・当日でも予約は可能
- ※予約をしないで来庁した場合は、空いている枠で受け付ける。

予約サイト →



(2) 書かない窓口

- ・マイナンバーカードのICチップを読み取り「住所」「氏名」「生年月日」「性別」を書かずに登録
- ・申請者は、手続き内容の選択と連絡先の記入などを行うのみ



【お問い合わせ先】

袋井市 市民生活部 市民課 ワンストップ窓口推進室(担当：三木)

電話：0538-44-3108 FAX：0538-45-0809 メール：shimin@city.fukuroi.shizuoka.jp

電子証明書の有効期限